

外来腫瘍化学療法診療料にかかわる院内掲示

◆専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置されています。

◆当該患者様から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。

◆急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制が確保されています。

◆当院で実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を年1回以上開催しています。

この委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されています。

◆当該患者様と雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合には、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことができます。

外来化学療法センター

2025年4月